

# 信用保証契約の錯誤 ～反社排除

## 一・本日の法律問題

金融機関であるX社は、顧客Zへの融資を  
実行するにあたり、Y信用保証協会との間で  
保証契約を締結していたが、後日、Zが暴力  
団関係者であることが判明し、融資金の回収  
も困難となったため、Yに対して保証債務の  
履行を求めたところ、Yが同保証契約は要素  
の錯誤にあたり無効であるなどと主張して  
支払いを拒んできた。

そのため、X社では、対応を協議するため、  
関係部署が集まって社内会議が開かれ、法務  
部の公平が担当となって方針の検討が行わ  
れているところである。

なお、平成一九年に政府が定めた「企業が  
反社会的勢力による被害を防止するための  
指針」を受け、金融機関や信用保証協会では  
反社会的勢力排除に取り組んでおり、本件保  
証契約でも反社排除条項が設けられていた  
が、事後的に反社会的勢力であることが判明  
した場合についての取り決めまではなされ  
ていなかった。

## 二・錯誤無効(民法九五条)

役員 融資に際しては、社内規定に基

は判らなかつた事情で一方にのみ負  
担を負わせるという結論はどう考え  
ても不合理です。

## 三・最高裁判例

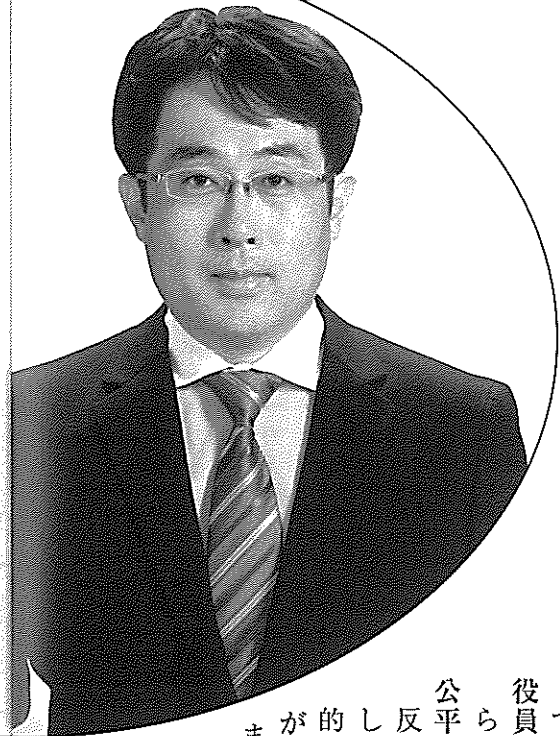
公平 本件と同様の問題は、既に裁判で争  
われており高裁での判断は分かれていま  
した。そのため、平成二八年一月二日、  
最高裁で四件の判決が出され、保証契約  
の意思表示に要素の錯誤は認めないこと  
とされ、判断が統一されました。

最高裁は、いずれも上記の判例を引用  
した上で「主債務者が誰であるかは契約  
の内容である保証債務の一要素となるも  
のではあるが、主債務者が反社会的勢力  
でないことはその主債務者に関する事情  
の一つであって、これが当然に同契約の  
内容となつていないことはできない。  
主債務者が反社会的勢力であることが  
事後的に判明する：場合の取り扱いにつ  
いて定めが置かれていない：ことからす  
ると：誤認があつたことが事後的に判明  
した場合に本件各保証契約の効力を否定  
することまでをXYが前提としていたと  
はいえない。：そうすると、Zが反社会  
的勢力でないことというYの動機は、そ  
れが明示又は黙示に表示されていたとし  
ても、当事者の意思解釈上、これが本件  
各保証契約の内容となつていたとは認め  
られず、Yの意思表示に要素の錯誤はな  
い」と判示しました。

づいて審査を行ったにも関わらず、事後  
的に反社会的勢力であることが判明した  
本件のようなケースで保証を受けられな  
いのは、融資の審査を厳しくせざるを  
得ないが、それでは金融支援を求める事  
業者を害する結果になってしまう。「錯  
誤」など認められても良いものか、法律  
はどうなっているのか。

公平 はい、民法九五条に規定があり、「法  
律行為の要素に錯誤があつた場合は無効  
(ただし表意者に重大な過失があつたと  
きは無効を主張できない)」とされてい  
ます。

よく問題になるのは、本件のような内心



## 〈第17回〉 法務部員 公平太郎の 法務相談室

さとう あつし 佐藤 篤志  
東京佐藤法律事務所 弁護士  
1999年慶應義塾大学法学部卒業。2004年弁護士  
登録。国内自動車メーカー、法律事務所、信託銀行  
などを経て、2010年東京佐藤法律事務所開設。  
専門は金融法務を中心とした企業法務の他、契  
約締結交渉や契約書の作成、コンプライア  
ンス、株主総会、労働問題などの一般会社  
法務に加え、行政規制、事業承継、  
M&A、倒産、税務問題など企  
業経営に伴う法律問  
題全般。

の判例よりも一歩踏み込んだ判断をした  
といえます。

役員 なるほど、さすが最高裁、分かつてい  
るな。それなら本件も問題はないな。  
公平 ところが、この四件の内三件は「破棄  
差戻し」といって、高裁に差し戻されて  
います。実はその三件では、錯誤無効の  
他に保証契約違反が争点となつており、  
「付随義務として相互に主債務者が反社  
会的勢力であるか否かについてその時点  
において：相当と認められる調査を行う  
べき義務を負う」と判示して、この点を  
審理するために差し戻されたのです。

役員 そうすると、当社が調査義務を尽くし  
たか否かも争点になる訳か。  
公平 実務的には、両者が独自に信用調査を  
行い自己の責任で審査するのですから、一  
方が他方に対して義務を負うというのは不  
自然にも思われますが、最高裁は「事後的  
な反社排除」という事情からバランスをと

の動機に錯誤がある場合（「動機の錯  
誤」）ですが、従来の判例は「動機の錯  
誤が法律行為の無効を来たすためには、  
その動機が明示又は黙示に法律行為の内  
容とされていて、若し錯誤がなかったな  
らば表意者はその意思表示をしなかつた  
であろうと認められる場合でなければな  
らない」としています（最高裁昭和三七  
年二月二五日、集民六三三九五三頁）。

これはどういうことかと言いますと、  
内心の動機は相手には分からないため動  
機の錯誤を全て無効としてしまうと取引  
の安全を害するので、原則として要素の  
錯誤とは認めないが、法律行為の内容と  
なっている場合であればその様な心配も  
無いため表意者保護を優先して無効主張  
を認めようということです。

役員 では、本件でYは、「動機が法律行  
為の内容になつている」と主張している  
のか。それはどういうことか。

公平 おそらく、「Zが反社会的勢力でな  
いこと」が本件保証契約の前提であるこ  
とについては、双方の共通認識があつた  
ため法律行為の内容になつていると主張  
するのでしょう。

役員 訴訟になつた場合、Yの主張が認め  
られる可能性はどの程度あるだろうか。

公平 保証契約には反社排除条項があり、  
反社会的勢力に該当する場合には契約を  
しないことは明示されているため、事後  
的に判明した本件の場合でも、錯誤無効  
が認められてしまう可能性は十分あり得  
ます。しかし、いずれも金融のプロ  
フェッショナルとして反社排除の義務  
を負う両当事者において、契約当時に

ろうとしたものと思われれます。  
役員 なるほど、バランスは分かるが  
実務的には問題が残つたな。

## 四・民法改正

公平 ところで、現在国会で審議中の民法  
改正案では錯誤を取消事由とした上で、  
動機の錯誤に関しては「その事情が法律  
行為の基礎とされていることが表示され  
ていたときに限り」取り消すことが出来  
るとされ、従来の判例を踏まえた明文規  
定が置かれました（新九五条二項）。

役員 表示があれば取り消せることが明文  
化されるとすると、改正法の下では同様  
の事例で錯誤が認められるリスクは高ま  
るといふことか。

公平 一概には言い切れませんが、契約書  
を見直して「反社会的勢力でないこと」  
が事後的に分かつた場合の取り扱いにつ  
いて定めておく必要はありそうです。

## 五・まとめ

今回は、反社会的勢力排除条項に関して錯  
誤無効が問題となつた事例を民法改正とあ  
わせてご紹介しました。これは、「反社会的  
勢力」であるか否かを一民間企業が独自に判  
断しなければならぬという日本の制度上、  
当初から予想された問題といえるでしょう。  
とはいえ、企業においては予防策を講じる必  
要があるので、事後的に錯誤無効の問題とな  
らない様に契約書で手当てしておくのが賢  
明であると思われれます。 以上